

## 令和2年度出雲市重点施策の県知事要望について

- 1 日 時 令和元年8月1日(木) 14:00～14:30
- 2 場 所 県庁知事室
- 3 内 容 令和2年度の県の予算編成に際し、出雲市政推進上の重点施策に係る予算化等の実現を図るため、県知事への要望を行う。
- 4 要望項目 50項目 (うち 新規6項目)  
 ※要望項目の詳細は、次ページ要望項目一覧のとおり

### (1) 要望項目のうち最重点要望項目

1	島根原子力発電所に関する防災対策について
2	島根観光の魅力強化について
3	2029年島根国体(国民スポーツ大会)開催に向けた取組について
4	新体育館建設に係る財政支援について
5	地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について
6	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について
7	「島根子育てトータル支援プラン」の推進について
8	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について

### (2) 新規項目

1	神戸川の河川環境等の評価について
2	路線バス、タクシー運転手確保対策について
3	2029年島根国体(国民スポーツ大会)開催に向けた取組について
4	新体育館建設に係る財政支援について
5	「スクールロイヤー」制度について
6	自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒等の進路先の保障について

## 5 要望項目一覧

### 1. 安全・安心都市の創造

- (1) 島根原子力発電所に関する防災対策について 【最重点要望】
- (2) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進並びに関連施設整備及び地域整備について
- (3) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について
- (4) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について
- (5) 神戸川の河川環境等の評価について <<新規>>
- (6) 河川の改修推進と適切な維持管理について
- (7) 治山事業の推進について
- (8) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について
- (9) 海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について
- (10) グリーンステップC谷の利活用について
- (11) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について
- (12) 信号機の新規設置数の確保について
- (13) 路線バス、タクシー運転手確保対策について <<新規>>

### 2. 産業・観光都市の創造

- (1) 島根観光の魅力強化について 【最重点要望】
- (2) 出雲大社門前町の整備について
- (3) 企業誘致と人材確保への支援について
- (4) 農業農村整備事業の推進について
- (5) 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について
- (6) シカ等の被害対策の拡充について

### 3. 環境・文化都市の創造

- (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について
- (2) トキ分散飼育事業に対する支援について
- (3) 循環型社会形成推進交付金の予算確保等について
- (4) 海岸部の観光資源化に向けた海岸漂着ごみ対策について
- (5) 浜山公園施設の整備・拡充について
- (6) 宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について
- (7) 2029年島根国体（国民スポーツ大会）開催に向けた取組について  
<<新規>> 【最重点要望】
- (8) 新体育館建設に係る財政支援について <<新規>> 【最重点要望】

#### 4. 交流拠点都市の創造

- (1) 山陰道の整備促進について
- (2) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について 【最重点要望】
- (3) 国道9号出雲バイパスの4車線整備について
- (4) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充 【最重点要望】
- (5) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について
- (6) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について
- (7) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について
- (8) 国道9号の交通安全施設の整備について
- (9) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

#### 5. 健康・福祉都市の創造

- (1) 「島根子育てトータル支援プラン」の推進について 【最重点要望】
- (2) 福祉・介護職場の人材確保について
- (3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について
- (4) がん検診等の更なる充実について
- (5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について
- (6) 幼児教育の無償化に伴う地方への財政措置等について

#### 6. 人材育成都市の創造

- (1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について
- (2) 特別支援教育の施策の充実について
- (3) 出雲科学館への理科教員の配置について
- (4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について
- (5) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について
- (6) 「スクールロイヤー」制度について 《新規》
- (7) 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒等の進路先の保障について 《新規》
- (8) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について【最重点要望】

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」及び国道431号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備促進期成同盟会

6 要望書（案） 別添のとおり

7 県土木部長要望 同日 14:40～15:10（藤河副市長対応）  
 要望項目 15項目

8 県教育長要望 同日 14:40～15:10（槇野教育長対応）  
 要望項目 6項目

令和2年度  
要 望 書  
(案)

令和元年(2019)8月1日

出 雲 市



島根県知事

丸 山 達 也 様

出雲市長 長 岡 秀 人

## 出雲市重点施策について（要望）

平素から、出雲市政の運営につきまして、格別のご理解とご配慮を賜り厚くお礼申しあげます。

本市では、平成24年に策定した総合振興計画「出雲未来図」及び平成27年に策定した総合戦略「出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に、本市の将来像である「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち 出雲」の実現に向けて各種施策を実施しています。

とりわけ、東京オリンピック・パラリンピックの開催を間近に控え、交流人口をさらに拡大するため、インバウンドの推進や地方都市間における経済、文化交流の促進に、これまで以上に取り組みたいと考えています。

また、本市の特徴として、外国人住民が増加しており、外国人・日本人がともに暮らしやすいまちとなるよう、本格化する多文化共生社会に向けた施策も進めていかなければなりません。

さらに、人口減少対策としての子育て環境の整備や、新たな企業誘致、将来にわたる人材育成などの施策について、一層取り組むことも必要であります。

これらの施策を推進するためには、県のご支援とご協力が不可欠であり、令和2年度の県の予算編成にあたり、市政推進上の重点施策につきまして、「出雲未来図」の基本方策に沿って、次のとおり要望いたします。

県におかれましては、このうえないご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 目 次

## 【最重点要望項目】

(1) 島根原子力発電所に関する防災対策について	1
(2) 島根観光の魅力強化について	3
(3) 2029年島根国体（国民スポーツ大会）開催に向けた取組について	5
(4) 新体育館建設に係る財政支援について	6
(5) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について	7
(6) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について	8
(7) 「島根子育てトータル支援プラン」の推進について	9
(8) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について	10

## 1. 安全・安心都市の創造

(1) 島根原子力発電所に関する防災対策について 【再掲】	11
(2) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進並びに関連施設整備及び地域整備について	13
(3) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について	14
(4) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について	15
(5) 神戸川の河川環境等の評価について <<新規>>	16
(6) 河川の改修推進と適切な維持管理について	17
(7) 治山事業の推進について	18
(8) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について	19
(9) 海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について	20
(10) グリーンステップC谷の利活用について	21
(11) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について	22
(12) 信号機の新規設置数の確保について	23
(13) 路線バス、タクシー運転手確保対策について <<新規>>	24

## 2. 産業・観光都市の創造

(1)	島根観光の魅力強化について 【再掲】	25
(2)	出雲大社門前町の整備について	27
(3)	企業誘致と人材確保への支援について	28
(4)	農業農村整備事業の推進について	29
(5)	国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について	31
(6)	シカ等の被害対策の拡充について	32

## 3. 環境・文化都市の創造

(1)	島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について	33
(2)	トキ分散飼育事業に対する支援について	34
(3)	循環型社会形成推進交付金の予算確保等について	35
(4)	海岸部の観光資源化に向けた海岸漂着ごみ対策について	36
(5)	浜山公園施設の整備・拡充について	37
(6)	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について	38
(7)	2029年島根国体（国民スポーツ大会）開催に向けた取組について <<新規>>【再掲】	39
(8)	新体育館建設に係る財政支援について <<新規>>【再掲】	40

## 4. 交流拠点都市の創造

(1)	山陰道の整備促進について	41
(2)	地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について 【再掲】	42
(3)	国道9号出雲バイパスの4車線整備について	43
(4)	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について 【再掲】	44
(5)	出雲河下港の整備推進及び利活用促進について	45
(6)	山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について	46
(7)	山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について	47
(8)	国道9号の交通安全施設の整備について	48
(9)	本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内 幹線道路の整備について	49

## 5. 健康・福祉都市の創造

(1)	「島根子育てトータル支援プラン」の推進について 【再掲】	52
(2)	福祉・介護職場の人材確保について	53
(3)	地域包括ケアシステムの構築の推進について	54
(4)	がん検診等の更なる充実について	55
(5)	放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について	56
(6)	幼児教育の無償化に伴う地方への財政措置等について	57

## 6. 人材育成都市の創造

(1)	不登校児童生徒支援のための施策の充実について	58
(2)	特別支援教育の施策の充実について	59
(3)	出雲科学館への理科教員の配置について	60
(4)	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	61
(5)	子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について	62
(6)	「スクールロイヤー」制度について 《新規》	63
(7)	自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒等の進路先の保障について 《新規》	64
(8)	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について【再掲】	65

## 【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】

# 最重点要望項目



## (1) 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進める旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、依然として認められていない状況にあります。

国におかれては、原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きも見えず、適合性審査終了後の再稼働に向けた手続等も示されていません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。

このような状況の中、全国の原発立地地域において、立地自治体だけでなく、周辺自治体にも事前了解権を求める住民の声は、大きくなってきています。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確保及び避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安心・安全を確保する観点から、下記のとおりお願い申し上げます。

### 記

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介すること。

【最重点要望】

2. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考えを質すとともに、早急に県としての考え方を示し、関係自治体に対し協議すること。
3. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。
4. 島根県広域避難計画で定められている避難ルートへの主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線の整備を促進すること。

## (2) 島根観光の魅力強化について

島根県におかれましては、出雲縁結び空港への国際チャーター便の就航、大山隠岐国立公園整備の積極的な事業進捗など、国内外の観光客誘客に向けた受入環境整備にご尽力いただき、感謝申し上げます。

本市では、本年度も引き続き「日が沈む聖地出雲」の日本遺産、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」、大山隠岐国立公園の「満喫プロジェクト」の三大プロジェクトを重点施策と位置づけ、国内外の観光客が気持ちよく滞在していただけるよう、更なる魅力化に向け事業展開しています。

また、出雲大社の平成の大遷宮を契機とした交流人口の拡大により、「出雲」のブランドは全国に広く知れ渡り、交流人口1200万人を目指す本市は、まさに、県の観光の中核を担う観光誘客拠点であり、この拠点を重点強化することで、島根県全体の観光振興に大いに寄与するものであります。

このような中、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを間近に控え、2025年の大阪万博も見据える中、更なる外国人宿泊客の増加のためには一層の取組強化が必要と考えます。

つきましては、本県への更なる誘客促進を図り、地域経済を活性化させるため、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### 1. 世界的観光地となるよう受け入れ環境整備

##### (1) 出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組の推進

##### (2) 大山隠岐国立公園（島根半島西部地域）の整備

- ①日御碕園地「出雲松島付近」の遊歩道、休憩所等の整備
- ②日御碕の海岸景観を阻害する樹木や枯損木の修景伐採
- ③日御碕神社周辺のトイレの整備・改修支援
- ④「主要地方道大社日御碕線帆掛橋」補強工事の早期完成

##### (3) 立久恵峡県立自然公園、宍道湖北山県立自然公園等の整備

- ①中国自然歩道の快適な環境整備
- ②トイレの整備・改修

【最重点要望】

2. 外国人宿泊客の増加に向けた取組の強化

(1) 海外に向けた効果的な情報発信

- ・ デジタルマーケティングやSNSを活用したプロモーション

(2) 国内移動等ゲートウェイ別の誘客・周遊対策の強化

- ・ JALのジャパン・エクスプローラー・パスやJRのジャパン・レール・パスを利用した首都圏・関西圏・広島方面からの誘客のためのプロモーション強化
- ・ 広島・岡山など近隣空港からのレンタカー利用促進助成
- ・ 外国人向け周遊パス（縁結びパーフェクトチケット）の拡充

3. 「日本博」を契機とする文化資源コンテンツ創生事業について、本県が誇る文化資源を国内外へ情報発信・誘客促進する絶好のチャンスと捉え、島根県が主体となった計画の策定

4. 島根県の観光の中枢を担う観光誘客拠点である出雲大社周辺交通渋滞対策の継続支援

5. 日本遺産のストーリーの核となる夕日を生かした観光誘客の推進を図るため、文化庁補助金（日本遺産魅力発信推進事業）の期間終了後の県単補助制度の創設

### (3) 2029年島根国体(国民スポーツ大会)開催に向けた取組について

2029年国民体育大会(国民スポーツ大会)の島根県開催が、内々定しました。

国民体育大会の開催は、県内の各種スポーツ競技の振興に資することはもとより、県民の団結を促し、地域に活気を生み出すことや、観光・地域経済の振興にもつながることが期待されるなど大変意義のあることであります。本市としても、2029年島根国体(国民スポーツ大会)開催を歓迎し、県や県体育協会と連携・協力して大会を成功させたいと考えています。

しかし一方で、前回(昭和57年(1982))の島根国体開催時と比べて、市町村数・自治体職員が減少していることや、スポーツ施設の老朽化が進んでいることなど、運営面・財政面での不安があるのも事実です。できるだけ早い段階でこれらの課題を整理し、市町村に過度な負担が生じることがないようにしっかりとした基本方針及び計画を立てた上で、2029年島根国体(国民スポーツ大会)の開催準備に着手することが必要と考えます。

つきましては、次のとおり要望いたします。

#### 記

1. 県が主体となって、会場施設選定・整備方針、財政支援方針、選手強化方針、準備スケジュール、機運醸成計画等の策定を早急に進め、その際、各市町村の意見も十分に聞き、反映させること。

## 【最重点要望】

### (4) 新体育館建設に係る財政支援について

本市は、現在約50のスポーツ施設を有しています。スポーツ施設全体で年間80万人を超える利用者があり、市民の健康増進、スポーツ活動の場として活発に利用されています。

このような中、平成27年3月に策定した「出雲市公共施設のあり方指針」において、今後の施設運営について、効率的・効果的な施設運営をめざしており、建設から約50年が経過し、耐震性、安全性等に問題があるこの3体育館（出雲体育館、平田体育館、斐川第2体育館）については、廃止に向けた取組を行うこととしています。

一方で、市民が気軽にスポーツ、体力づくりができ、市大会等も開催できる市の拠点施設として、新たな体育館の整備に取り組むこととしております。

新体育館は、県立浜山体育館と連携、役割分担することにより、全国レベルの大会誘致など施設間の相乗効果が期待されます。

さらに、2029年内々定されている国民体育大会（国民スポーツ大会）の競技会場としても重要な役割を担う施設であると考えており、島根県全体のスポーツ振興にも寄与するものです。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

#### 記

#### 1. 出雲市新体育館建設に係る財政支援を行うこと。

## (5) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

宍道湖・中海都市圏域の魅力ある拠点間の連携を強化し、圏域全体の都市力を高めるため、宍道湖・中海都市圏域の道路ネットワークについては、山陰自動車道（出雲 I C 以東）の開通、国道 9 号松江道路の 4 車線化の完了、松江だんだん道路の開通、東林木バイパスの全線供用と、8 の字道路ネットワークが形成されつつあります。

この圏域は、日本海側有数の人口集積地であるとともに産業の集積地であり、これからの地方創生をリードする高い可能性を有しています。加えて、中国横断自動車道尾道・松江線の全線開通、豪華寝台列車「瑞風」の運行、F D A 静岡線、仙台線の就航や、「日が沈む聖地出雲」の日本遺産認定、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」認定などにより、この圏域への観光入込客数は、益々増加するものと考えております。

このような中、宍道湖・中海の南岸については、順調に道路整備が進捗しているのに対し、北岸を東西に結ぶ「境港出雲道路」については、いまだにルート未決定区間が多く残されている状況にあります。

つきましては、「境港出雲道路」の未整備区間の整備方針、整備計画を早期に明確にさせていただきますとともに、全線整備に向けて更なるご尽力をいただきますよう要望いたします。

記

### 1. 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備

## (6) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、山陰を代表する拠点空港であり、平成30年度の定期路線利用者は約101万人と過去最高を記録するなど、産業振興、観光振興、文化交流などの要となる極めて重要な社会基盤となっております。

また、昨年は大阪線の全便ジェット化や地方都市間を結ぶ新たな路線として静岡路線、仙台路線が就航するなど、空港利用の環境はより整ってきたところです。

さらに、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国でインバウンドの取組が行われている中、国際定期便の就航につながる、国際チャーター便の誘致を積極的に推進していくことも、大変重要であると考えております。

こうした状況の中、より利便性が高く、空港周辺部も含めたより安全度の高い出雲縁結び空港の実現に向けては、県の更なる積極的な取組が不可欠であります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 昨年就航した静岡、仙台路線の定着化を図るため、利用促進対策に取り組むこと。
2. 名古屋路線の運航継続及び便数維持のため、利用促進対策に継続して取り組むこと。
3. 東京路線の中型機増便及び料金低廉化などの利便性向上に向け、航空会社に働きかけること。
4. 国際定期便就航に向け、国際チャーター便の誘致や、出入国管理等の体制の充実、空港施設の整備に積極的に取り組むこと。
5. 空港利用者の更なる利便性向上のため、空港ビルの近くに立体駐車場の整備を検討すること。
6. 他空港のインシデントに伴う周辺住民の不安を払しょくするため、周辺住民の安全な生活の確保及び安全な運航に取り組むこと。
7. 空港運用時間の延長について、周辺住民の理解を前提としつつ、具体的な取り組みを進めること。

## (7) 「島根子育てトータル支援プラン」の推進について

丸山新知事は、「子育て世代が直面する課題を解決しなければ危機的人口減少から島根県を守る事はできない」との考えのもと、『島根子育てトータル支援プラン』として、結婚支援、妊婦ケア・産後ケアの充実、若い子育て世帯の負担軽減策の拡充、保育所・学童保育の待機・潜在的待機解消、保育人材を確保するため、保育士・幼稚園教諭に対する労働環境改善・処遇見直しを掲げられ、県予算による支援で後押しするとされています。

そこで、県内各市町村の子ども・子育て支援あるいは少子化対策として、事業制度の充実を一層進めていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 乳幼児等の健全な育成のため、乳幼児等医療費助成県制度の拡充を図るとともに、医療保険制度を含む全国的な制度での対応となるよう引き続き国に働きかけること。また、県内自治体間の子ども医療費の負担格差を是正する場合は、十分な財政措置を行うこと。
2. 公費負担医療費助成（乳幼児等医療費、福祉医療費）にかかる県補助制度について、審査委託先に社会保険診療報酬支払基金を追加すること。
3. 多くの市町村が独自に取り組んでいる一般不妊治療及び不育症治療費助成事業を県の制度として確立するとともに、産後うつの予防を図るため、産後健診の実施に向けた支援を行うこと。
4. 第3子以降保育料軽減事業並びに第1子・第2子に係る保育料軽減事業について、年齢制限や所得制限をなくし、更なる制度の拡充を図ること。
5. 保育所における事務量の増大に対応するため、常勤の事務職員雇上げができるよう、公定価格の事務職員雇上費加算の拡充を国へ要望するとともに、県において補完的な制度を創設すること。

## 【最重点要望】

### (8) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について

ブラジル人を中心に外国人住民が増加・定着傾向にあるなか、出雲市は外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、地域のまちづくりや産業の担い手として期待しており、外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう「出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加するブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者の増員、ブラジル国際交流員の任用等を行っており、さらに多くの言語に対応するため多言語コールセンターサービスも導入しています。

島根県においても、ブラジル国際交流員の配置、県立中央病院での外国人対応の強化等に取り組んでいただいているところですが、警察署、児童相談所など、住民生活に密着した場面で外国語対応が不十分な状況にあります。

つきましては、島根県内の多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 今年度策定される「島根創生計画」には、多文化共生を推進する取組について、防災安全・健康福祉・教育等の分野も含め、全庁的な視野で具体的に盛り込むこと。
2. 島根県の外国人住民の半数以上が居住する出雲市にも、多言語相談センターを設置すること。
3. 外国にルーツのある子どもたちも将来の夢を描き安心して永く島根に住み続け、島根のまちづくりの担い手となるよう、中学校卒業後の多様な進路選択の仕組みや受入先(高等学校、東部高等技術校等)を確保すること。
4. 日本語を理解することが難しい外国人住民も安心して暮らせるよう、県所管の機関・施設(警察署、児童相談所、保健所、県民センター等)において適切な多言語対応や「やさしい日本語」の普及を図ること。

# 1. 安全・安心都市の創造



## (1) 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進める旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、依然として認められていない状況にあります。

国におかれては、原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きも見えず、適合性審査終了後の再稼働に向けた手続等も示されていません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。

このような状況の中、全国の原発立地地域において、立地自治体だけでなく、周辺自治体にも事前了解権を求める住民の声は、大きくなってきています。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確保及び避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安心・安全を確保する観点から、下記のとおりお願い申し上げます。

### 記

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介すること。

1. 安全・安心都市の創造

2. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考えを質すとともに、早急に県としての考え方を示し、関係自治体に対し協議すること。

3. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

4. 島根県広域避難計画で定められている避難ルートへの主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線の整備を促進すること。

## (2) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進並びに関連施設整備及び地域整備について

斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の4河川の具体的な改修計画を策定のうえ、重点的な予算投資により積極的に事業の進捗を図っていただいているところです。

特に、塩冶赤川については、JR橋梁を重点整備区間に取り込んでいただきました。さらに、平成28年度からJR橋梁上流部についても事業推進を図っていただいておりますことに感謝申し上げます。

令和2年度は、新内藤川流域河川改修10年計画の最終年度であり、計画区間を着実に完成していただくとともに、令和3年度以降も引き続き本改修に向け、事業を推進していただきますよう要望いたします。

また、斐伊川放水路事業関連周辺地域整備事業についても、令和2年度を最終年度として事業を進めておりますので、引き続き支援をいただきますようお願いいたします。

一方、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

### 記

1. 新内藤川流域河川改修10年計画の着実な完成
2. 新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の本改修早期実施
3. 斐伊川放水路事業関連周辺地域整備事業についての支援
4. 斐伊川・神戸川治水計画3点セットの早期完成

## 1. 安全・安心都市の創造

### (3) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修につきましては、国において、上出西地区の堤防整備を実施していただいております。引き続き、整備促進について、国に対し特段の働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、斐伊川右岸堤防と兼用する一般県道木次直江停車場線<sup>きすきなおえていしやじょうせん</sup>について、国の堤防改修にあわせ、拡幅改良が行われており、今後とも着実に事業を進めていただきますようお願いいたします。

一方、宍道湖西岸堤防の地盤沈下対策につきましては、国において平成30年度から堤防嵩上げ工事を着手していただいております。事業が強力に推進されるよう、国に対しさらなる働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、平成26年度から着手された五右衛門川河口部の「通称十四間川<sup>じゅうしけん</sup>左岸堤防<sup>がわ</sup>」の漏水に対する堤防補強工事についても、引き続き推進していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 斐伊川本川堤防と一般県道木次直江停車場線<sup>きすきなおえていしやじょうせん</sup>の整備促進

### 2. 宍道湖西岸堤防の沈下対策及び漏水対策の整備促進

#### (4) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について

神戸川につきましては、斐伊川・神戸川治水事業により、下流部の放水路区間及び上流部の志津見ダムでは、150年確率降雨に対応する整備が完了いたしました。

一方、志津見ダムから馬木大井堰までの約35km区間については、県において管理され、うち馬木大井堰から5.5kmの区間のみが、50年確率降雨に対応する河川整備計画が策定されております。

しかしながら、その他の区間については、整備計画がありません。

このように、治水対策の進捗に差があることは、流域住民に大きな不安を抱かせる要因となっています。

また、神戸川は、平成18年8月に斐伊川水系に統合され、一級河川に指定され、本来であれば、全川を国が直轄管理されるべきと考えますが、中流部の区間については、国から県知事に管理が委任され、管理者が混在している状況になっています。

本市としては、中流部の早期河川改修により洪水の安全な流下と河川の維持、保全が図られるためには、ダムから河口までが一元的に管理されるべきものであると考えています。

つきましては、流域住民の不安を解消するためにも、県管理である志津見ダムから放水路区間を、国直轄管理に変更していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 神戸川中流部の県管理区間（志津見ダムから放水路まで）の国直轄管理への変更

## (5) 神戸川の河川環境等の評価について

神戸川の来島ダム潮発電所による水利使用に関しては、平成29年3月10日付け確認書（県、出雲市、飯南町、美郷町、中国電力株式会社の5者が調印。以下「確認書」）により、中国電力が常時毎秒2トンの環境放流を行うこと、水利使用期限は平成39年3月31日とすること等が確認されました。そのうえで、確認書では

- 県は、環境等を評価する組織を設置し、神戸川の河川環境（濁水、河口閉塞を含む）に関する情報共有、意見交換等を行い、関係者間の信頼関係の醸成に努める
- 中間時点の平成33年度（令和3年度）において、上記の組織における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議において検討を行う

とされています。

県におかれては、神戸川の河川環境等に関する協議会（以下「協議会」）を設置し、平成29年度及び30年度にかけて5回の会議を開催されたところですが、関係者間の信頼関係の醸成には至っていないのではないかと考えております。

中間時点の令和3年度に向け、神戸川の河川環境等のモニタリング及び評価を行い、それに対する関係者の意見を整理しながら相互理解を図るという確認書の目的が進捗するよう、今後の協議会を円滑に運営していただくようお願いいたします。

### 記

1. 神戸川の河川環境等に関する評価を行う目的で設置された「神戸川の河川環境等に関する協議会」の事務局として、関係者の相互理解と信頼関係の醸成を図ること。

## **(6) 河川の改修推進と適切な維持管理について**

湯谷川をはじめとする河川改修事業につきましては、計画的に事業を推進していただき感謝申し上げます。

しかしながら、未だに内水被害の発生、またはその一步手前まで河川の水位が上昇し、水防団が出動する等治水安全度が十分と言えない状況にあります。

このことから、引き続き湯谷川、十間川、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき一日も早い完成を要望いたします。

また、雲洲平田船川につきましては、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき河川浄化と環境整備の対策を、引き続きお願いいたします。

さらに、堀川水系の河川護岸は老朽化が進み、倒壊している箇所が多数存在している状況ですので、計画的な対策工事の推進をお願いいたします。

一方、県管理河川の維持管理につきましては、現在、その経費の1/2を市が負担し、かつ、業務の一部も県からの委託を受け市が行っており、大きな負担になっています。

県管理河川につきましては、県において、主体的な維持管理を実施することとし、特に、河道内に繁茂する藻、樹木等は、出水時の異常な水位上昇の原因になることから、治水上の大きな支障となっているため、県の責任において撤去していただきますよう要望いたします。

### 記

- 1. 湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業の推進**
- 2. 雲洲平田船川の河川浄化と環境整備の推進**
- 3. 堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事の推進**
- 4. 県管理河川について県による主体的な維持管理の実施**

## 1. 安全・安心都市の創造

### (7) 治山事業の推進について

山地災害から市民の生命・財産を守るため、治山事業の積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

近年は異常気象による局地的な豪雨などにより、予想外の災害が各地で発生し、犠牲者が出る大規模な災害も起こっています。

本市の森林地域においても、森林所有者の高齢化や松くい虫被害等により森林の荒廃が進み、山地災害の発生が危惧されています。去年は、島根県西部の地震により、佐田町上橋波地内で山腹崩壊が発生したところでした。

また、湊原地区などの保安林についても、海岸防災林造成事業を実施していただいておりますが、周辺の海岸林においても、引き続き整備が必要な状況にあります。

つきましては、市民生活の安全確保のため、治山事業継続箇所を着実な実施はもとより、森林機能の回復に向けた保安林への植栽など、森林整備も合わせた一層の事業推進を要望いたします。

## 記

### 1. 継続事業の推進

#### ○復旧治山等

<sup>い</sup>飯<sup>はら</sup>の原地区（佐田町一窪田）、<sup>みやま</sup>深山地区（万田町）、  
<sup>たく</sup>多久地区（多久町）、<sup>ほうとく</sup>報徳地区（河下町）、  
<sup>おく</sup>奥<sup>たに</sup>の谷地区（大社町修理免）

#### ○海岸防災林造成事業

<sup>みなとばら</sup>湊原地区（大社町杵築西）

### 2. 新規採択要望箇所

#### ○治山事業

<sup>はらだ</sup>原田地区（佐田町原田）、<sup>からかわ</sup>唐川地区（唐川町）外 計60箇所

## (8) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき、とりわけ、砂防事業として清水谷川の着手にご尽力いただき、感謝申しあげます。

このような中、今後とも、下記の砂防事業等の取組を引き続き推進いただきますとともに、新規箇所の事業採択については、特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

### 記

#### 1. 砂防事業

##### 【継続箇所】

湯屋谷川（東林木町）、寄居谷川（十六島町）、  
菅田川4（佐田町一窪田）、清水谷川（佐田町一窪田）、  
素鷲川（大社町杵築東）、以下谷川（大社町鷲浦）

##### 《休止中》

佐貫利谷川（乙立町）、芦谷川（乙立町）、丹堀川（国富町）

##### 【新規採択要望箇所】

門前谷川（東林木町）

#### 2. 地すべり対策事業

##### 【継続箇所】

深山地区（万田町）、旭が丘地区（多久町）、北垣地区（小境町）、  
大谷地区（美野町）、淀西地区（佐田町反辺）

#### 3. 農地地すべり対策事業

##### 【継続箇所】

出雲地区（旧出雲市・旧佐田町・旧多伎町・旧斐川町）  
平田地区（ただし、地合・茅原・和田南地区を除く旧平田市）  
地合地区（地合町）、茅原地区（東福町・本庄町）、  
和田南地区（奥宇賀町）、八幡地区（佐田町）

#### 4. 急傾斜地崩壊対策事業

##### 【継続箇所】

坂浦地区（坂浦町）

## 1. 安全・安心都市の創造

### (9) 海岸線(海浜)の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について

島根県の海岸のほとんどは岩礁地帯ですが、本市の大社町から多伎町にかけては、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜海岸が形成され、美しい景観を創出しています。

しかし、湊原海岸、外園海岸、西浜海岸については、汀線の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、平成27年度に策定された「菌の長浜」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂管理対策を計画的に推進していただきますよう要望いたします。

また、大社漁港海岸、岐久海岸では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生していますので、飛砂防止施設の維持管理を徹底していただくとともに、田儀海岸では海岸保全施設が破損していますので、復旧していただきますよう要望いたします。

#### 記

##### 1. 土砂管理対策の計画的推進について

##### 2. 海岸保全施設の復旧について

## (10) グリーンステップC谷の利活用について

グリーンステップのC谷につきましては、引き続き、県事業での残土処分用地として利用されているところです。

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺の住民の皆様の格別なるご理解とご協力により実現したものであります。

周辺の住民は、グリーンステップが、将来の地域発展や定住促進につながるような利活用を求めています。

したがって、これまでの経過や、ご協力いただいた周辺地域の思いをお汲みいただいた利活用となるよう、県におかれては、主体的に検討されますよう要望いたします。

### 記

#### 1. グリーンステップC谷の利活用についての検討

## 1. 安全・安心都市の創造

### (11) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による度重なるミサイルの発射、諸外国との尖閣諸島・南シナ海を巡る諸問題等により、極めて不透明・不確実な状況です。

国においては、平成30年12月18日、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が策定され、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について指針が示されました。

このような状況の中、陸上自衛隊出雲駐屯地については、西部日本海域・山陰沿岸の国土防衛の拠点として、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たされていると考えております。

一方、災害支援の面では、昨年4月の島根県西部の地震での給水活動や、平成30年7月豪雨においては、陸上自衛隊出雲駐屯地から多くの隊員が出動され、当駐屯地への信頼と期待は大きく高まっています。

ゲリラ豪雨や震災など、予測困難な災害が多く発生する中、東西に広がる県土・国土の防衛・防災の要として、また、島根原子力発電所が立地する島根県においては、特殊災害が発生した際の対応も含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の果たす役割は、ますます重要となっており、その増強は、住民にとって悲願となっています。

島根県におかれましては、県内唯一の駐屯地である陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充について、関係団体と連携し、要望活動等の取り組みを強化していただきますよう下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備拡充にかかる要望活動を実施すること。
2. 陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・設備拡充は、災害対応を含めて県民の安心・安全に寄与するため、全県的な連合組織を創設し、県が中心となって、県民の総意として要望活動に取り組むこと。

## (12) 信号機の新規設置数の確保について

県内の交通死亡事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあり、特に本市においても約45%（平成29年）と高い割合となっています。

毎年、市内各地域から通学路を中心に信号機の設置要望が寄せられていますが、近年の信号機の設置は新設道路や道路改良に伴う場合に限られ、要望箇所への信号機の設置は実現されていません。平成30年度は、21件の信号機設置の要望があり、県に対し設置要望をしましたが、採択は0件でした。

県内の信号機設置状況は、平成22年度の26基に対し、平成23年度から平成29年度までの平均は約5基であり、本市での設置数は、平成22年度の9基に対し、平成23年度から平成29年度までの平均は、約1.5基と減少しています。

平成30年度に信号機の設置要望をした21件のうち、2か所で3件の交通事故が発生しています。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 通学路等における安全確保のため、地域住民及び各小・中学校による信号機の設置要望の実現に向けて、整備事業予算を十分に確保すること。

### **(13) 路線バス、タクシー運転手確保対策について**

市内の公共交通を担う路線バス及びタクシーの各事業者においては、運転手の高齢化や採用希望者の減などにより人手不足が深刻化しており、バス路線の廃止や減便、タクシーの供給不足が発生しているほか、経営環境も非常に厳しいものとなっています。

また、高齢者の交通事故件数の増加から高齢者の運転免許返納が進む中で、バスやタクシーの需要は高まっており、これらの運転手確保は、喫緊の課題であります。

このような中、国においては、運転手の人材の確保・育成に向けた検討や取組が行われていますが、その解消につながっていない状況にあります。

一方、路線バス及びタクシーの事業者においても、運転手確保のため、二種免許取得費用に対する助成や賃金・労働時間などの改善を行っているところもあるものの、不十分な状況であります。

つきましては、路線バスやタクシーの運転手確保に向けて、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- 1. 運転手確保の取組を行う事業者への支援（二種免許取得に係る費用助成など）すること。**
- 2. 若年層、女性への運転手確保に向けたPRの促進を図ること。**

## **2. 産業・観光都市の創造**



## (1) 島根観光の魅力強化について

島根県におかれましては、出雲縁結び空港への国際チャーター便の就航、大山隠岐国立公園整備の積極的な事業進捗など、国内外の観光客誘客に向けた受入環境整備にご尽力いただき、感謝申し上げます。

本市では、本年度も引き続き「日が沈む聖地出雲」の日本遺産、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」、大山隠岐国立公園の「満喫プロジェクト」の三大プロジェクトを重点施策と位置づけ、国内外の観光客が気持ちよく滞在していただけるよう、更なる魅力化に向け事業展開しています。

また、出雲大社の平成の大遷宮を契機とした交流人口の拡大により、「出雲」のブランドは全国に広く知れ渡り、交流人口1200万人を目指す本市は、まさに、県の観光の中核を担う観光誘客拠点であり、この拠点を重点強化することで、島根県全体の観光振興に大いに寄与するものであります。

このような中、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを間近に控え、2025年の大阪万博も見据える中、更なる外国人宿泊客の増加のためには一層の取組強化が必要と考えます。

つきましては、本県への更なる誘客促進を図り、地域経済を活性化させるため、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### 1. 世界的観光地となるよう受け入れ環境整備

##### (1) 出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組の推進

##### (2) 大山隠岐国立公園（島根半島西部地域）の整備

- ①日御碕園地「出雲松島付近」の遊歩道、休憩所等の整備
- ②日御碕の海岸景観を阻害する樹木や枯損木の修景伐採
- ③日御碕神社周辺のトイレの整備・改修支援
- ④「主要地方道大社日御碕線帆掛橋」補強工事の早期完成

##### (3) 立久恵峡県立自然公園、宍道湖北山県立自然公園等の整備

- ①中国自然歩道の快適な環境整備
- ②トイレの整備・改修

## 2. 産業・観光都市の創造

### 2. 外国人宿泊客の増加に向けた取組の強化

#### (1) 海外に向けた効果的な情報発信

- ・ デジタルマーケティングやSNSを活用したプロモーション

#### (2) 国内移動等ゲートウェイ別の誘客・周遊対策の強化

- ・ JALのジャパン・エクスプローラー・パスやJRのジャパン・レール・パスを利用した首都圏・関西圏・広島方面からの誘客のためのプロモーション強化
- ・ 広島・岡山など近隣空港からのレンタカー利用促進助成
- ・ 外国人向け周遊パス（縁結びパーフェクトチケット）の拡充

### 3. 「日本博」を契機とする文化資源コンテンツ創生事業について、本県が誇る文化資源を国内外へ情報発信・誘客促進する絶好のチャンスと捉え、島根県が主体となった計画の策定

### 4. 島根県の観光の中枢を担う観光誘客拠点である出雲大社周辺の交通渋滞対策の継続支援

### 5. 日本遺産のストーリーの核となる夕日を生かした観光誘客の推進を図るため、文化庁補助金（日本遺産魅力発信推進事業）の期間終了後の県単補助制度の創設

## (2) 出雲大社門前町の整備について

本市では、出雲大社周辺を歴史文化のシンボル空間と位置づけ、出雲大社門前町としての魅力向上を図りながら、賑わいの創出に取り組んできております。

その中心である一般県道斐川出雲大社線（都市計画道路 しんもんどおりせん 神門通り線）について、現在は大鳥居付近から吉兆館前交差点区間の整備事業を推進いただいているところです。引き続き、事業の一層の促進をお願いいたします。

また、堀川におけるレジャー船の不法係留対策については、平成24年度から対策が開始されたことにより、229隻あった不法係留船の数が170隻程度まで減少しました。

しかし、近年は不法係留船の数が横ばいの状況であり、重点禁止区域内にも船舶が係留されていることから、一般県道斐川出雲大社線（都市計画道路 しんもんどおりせん 神門通り線）の整備に伴う、宇迦橋の架け替えへの影響も心配されています。このことから、一層の対策強化をお願いします。

また、魅力ある散策ルート<sup>せいだまり</sup>を確立し、観光客の回遊性を高めるため、国道431号の勢溜西<sup>みやうち</sup>～宮内交差点区間について両側歩道の整備と、合わせて形状及び見通しが悪く危険である同交差点の改良を要望いたします。

出雲大社周辺は、平成の大遷宮を契機に多くの観光客で賑わっている中で、今後も県と市が一体となって出雲大社門前町のさらなる魅力向上を図り、もって島根の観光を推進していくため下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 一般県道斐川出雲大社線（都市計画道路 しんもんどおりせん 神門通り線）の事業推進
2. 地域防災安全上及び景観上の観点から、堀川におけるレジャー船不法係留対策の一層の推進
3. 安全で魅力ある散策ルート<sup>せいだまり</sup>確立のため国道431号（勢溜西<sup>みやうち</sup>～宮内交差点）の両側歩道整備と交差点改良

### (3) 企業誘致と人材確保への支援について

生産年齢人口の減少等による企業の人材不足が全国的に深刻な状況にある中、県内の事務系職種については、このような傾向とは逆に求職者の数が求人数を大きく上回っている状況にあります。

本市における状況も同様で、ハローワーク出雲管内における本年3月の一般事務の職業について、156人の求人に対して求職者は337人となっています。多種多様な業種の立地に向けて、特に事務系職場の誘致をさらに積極的に取り組む必要があると考えています。

また、地域産業を支える人材の確保について、本市は、高校生等の地元就職気運の醸成に取り組むとともに、昨年度からは、企業と県外学生の交流会開催等の活動を強化しているところですが、一方で、学生に対する十分な周知が難しいことが課題となっています。

県におかれては、県内外の学生に対する県内就職促進事業を今年度も引き続き拡充して取り組まれることとされており、県と市が、今後一層連携を強化することで、相乗効果が上がるような事業展開を期待できると考えています。

さらに、多数の日系ブラジル人が在住する本市では、中学校卒業後に言葉の問題等により進学しない若者や、育児等で家庭にいる女性など、就労していない外国籍住民が多く、今後は、このような状況が、本市のみならず、全県的な課題になると見込まれます。

深刻な人手不足の中、このような就労していない外国籍住民に地域産業人材として活躍いただけるよう、就労に向けた支援を行うことが重要です。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と人材確保を両輪とし、産業振興と多種多様な雇用の場の創出に向け、下記について要望します。

#### 記

1. 事務系職場立地促進に向けた全県的視野での対策の強化
2. 本市が実施する県外学生に対する県内就職促進事業等について、ふるさと島根定住財団の登録学生情報の共有化を図るなど、本市との連携の強化
3. 東部高等技術校において、就労支援が必要な外国籍の若者・女性等の受入体制の構築

#### (4) 農業農村整備事業の推進について

農業農村整備事業については、管理計画を踏まえた県営事業として事業推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

農業の現状は、従事者の高齢化が進み、担い手の確保が急務であり、効率的な農業経営のために、農地の集積を着実に進める必要があります。このため、生産基盤の整備が必要であり、引き続き事業推進を要望いたします。

一方、老朽化した農業用施設の更新は、防災減災の観点からもますます重要な課題となっています。平成30年7月の西日本豪雨では、ため池決壊により尊い命が失われるなど甚大な被害が発生しました。ため池をはじめとする老朽化した施設の改修は、年次的な計画をたて、順次取り組む必要がありますが、本市は、多くの施設があり地元からも改修を要望する声が高まっているなか、財政状況からも十分な対応が厳しい状態にあります。

今後とも、所要額の予算確保を関係機関に働きかけていただくとともに、引き続き、継続地区及び新規要望地区の事業が円滑に進むよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

さらには、農業競争力強化に向け、AI・IoTの先端技術導入を図り、水田フル活用による農業所得の向上に取り組んでいく必要があります。斐川地域には、そうした先進的取り組みを行える素地があります。国に対し、次世代農業へつながる基盤整備に向けた調査実施の働きかけを要望いたします。

#### 記

##### 1. 継続事業の推進

###### ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

さんのう  
【山王地区（平田）】

###### ・ 農地整備事業（通作条件整備）

ひかわにし  
【簸川西地区（出雲・湖陵）】

###### ・ 農地耕作条件改善事業（地域内農地集積型）

ひかわしもあく  
【斐川下阿宮地区（斐川）】

## 2. 産業・観光都市の創造

- ・ 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）  
【島村地区（斐川）】
- ・ 水利施設等保全高度化事業  
【湖岸北地区（斐川）】
- ・ 水利施設等保全高度化事業  
【中の島新田地区（平田）】
- ・ 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）  
【新池地区（湖陵）】
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業  
【長浜園地区（出雲）】
- ・ 水利施設等保全高度化事業  
【新中央地区（斐川）】
- ・ 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）  
【土手町地区（斐川）】

## 2. 新規要望地区

- ・ 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）  
【鳴滝地区（斐川）】

## (5) 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について

宍道湖西岸地区国営緊急農地再編整備事業については、平成30年8月に国の事業所が開設され、12月には法手続も終了し、平成30年度から事業着手となりました。県におかれましては、これまでの事業推進や営農計画の実践にご尽力いただき、感謝申し上げます。

本地区は、攻めの農業を行う「モノづくり」、「人づくり」、「地域づくり」に努め、将来にわたって「地域」に人が元気に住み続ける農村社会の形成を目指しており、事業効果に繋がる営農計画の実践や新土地改良区設立に向け、積極的に取り組んでいます。

また、生産性の高い営農基盤が、一日も早く実現するよう切望しております。

本市としても、本事業を契機として従来型営農からの転換を図り、全国に発信できるモデル的な地域となるよう一層の事業促進を図っていく考えであります。

つきましては、令和2年度の予算確保をはじめ、引き続き、本事業の着実な実施にむけて、更なるご支援をいただきますようお願いいたします。

### 記

1. 営農計画を確実に実践し実現するよう、小豆をはじめとする高収益作物への転換を図るための、品種選定、栽培技術等の指導及び助言
2. 令和2年度の予算確保及び早期整備に向けた支援

## **(6) シカ等の被害対策の拡充について**

県のシカ対策事業については、出雲北山山地はもとより、本市が実施している湖北山地の被害対策にも財政的な支援をいただき、高い捕獲圧による事業が継続できていることに感謝申し上げます。

しかしながら、平成30年末の生息頭数の推定値は、出雲北山山地で428～2,212頭、湖北山地で994～1,790頭と推定され、減少傾向にはあるものの出雲北山山地の目標とする生息頭数180頭や、湖北山地の非生息区域には、依然として厳しい状況となっており、さらに継続した取組が必要であります。

こうした中、県のシカ適正管理対策委託事業において、出雲北山山地のシカ捕獲実績（363頭）の47%を占める自衛班の捕獲経費が一部対象とされていないことから、本市の財政に大きな負担となっています。

一方、捕獲した個体をジビエに有効活用するため、平成30年度、NPO法人による食肉処理加工施設が完成しました。シカについては、安定的な個体確保が課題となっており、今後、個体の確保、搬出、運搬費などの支援が必要と考えています。

鳥獣被害が依然深刻な状況のなか、引き続き対策を進めるために、さらなるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

- 1. シカ適正管理対策委託事業の予算確保**
- 2. シカ適正管理対策委託事業のうち、出雲北山山地の自衛班にかかる経費支援の拡大**
- 3. 有害鳥獣被害対策交付金における捕獲奨励金上限単価の撤廃**
- 4. ジビエの有効活用に向けて、技術支援及び捕獲個体の確保、搬出、運搬経費の財政支援**

### **3. 環境・文化都市の創造**



## (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について

島根半島・宍道湖中海ジオパークは、平成29年12月に日本ジオパークネットワーク加盟認定を受ける中、令和2年10月に、日本ジオパーク全国大会が本ジオパークで開催されることが正式に決定したところであります。

日本ジオパーク全国大会は、県内外から約1,000人が参加する見込みであり、島根半島・宍道湖中海ジオパークはもとより島根県の魅力を全国に発信する絶好の機会となります。

こうした中、この大会を成功させるためには、観光産業、環境保全活動、ジオパークを利活用した教育など、多方面にわたるジオパーク活動の更なる推進を図ることが必要です。

島根県は、平成25年に隠岐ジオパークで開催された日本ジオパーク全国大会において、人的・財政的支援をされ、大会を成功させられた実績があります。本大会を成功させるためにも、財政支援をはじめ、指導・助言をいただきますようお願いいたします。

また、今後更に、本ジオパーク活動を円滑に進めるためには、隠岐ジオパークや大山隠岐国立公園満喫プロジェクトとの連携強化が必要であると考えており、併せてご支援いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 日本ジオパーク全国大会開催に対する財政支援、指導・助言
2. 隠岐ジオパークと大山隠岐国立公園満喫プロジェクトとの連携強化に対する支援

## (2) トキ分散飼育事業に対する支援について

本市のトキ分散飼育事業は、平成23年からスタートし、これまで出雲で繁殖した37羽を佐渡に移送し、内32羽が野生下に放鳥されるなど、トキの野生復帰に向けた国のトキ保護増殖事業に貢献しているところです。

現在国の事業では、野生下においてペアになりやすいとされる、親鳥によって自然な形でふ化、育雛されたトキを放鳥することとしており、各飼育地においてもこの自然繁殖を徹底するよう取り組んでいます。

本市においても、県のご支援をいただきながら、トキの飼育や人工繁殖については一定の技術を確立しつつありますが、自然繁殖をはじめとする飼育技術の確立にはさらなる技術の研鑽と実践が必要な状況です。

また、トキの保護意識や環境保全意識の高揚を図ることを目的に、今年度からトキの一般公開を行っています。これにより、隣接する「しまね花の郷」との相乗効果が大いに期待できると考えています。

本市といたしましては、今後も分散飼育地として国の保護増殖事業に貢献するとともに、西日本で唯一、トキを見ていただける自治体として、島根県及び出雲市をアピールしつつ、トキ保護の教育普及啓発、トキを生かした環境にやさしいまちづくりを進めていく考えです。さらに、将来の野生復帰に向けて、雲南市などの関係機関との連携も検討しております。

つきましては、こうした状況をご賢察いただき、引き続きご支援をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 出雲市トキ分散飼育事業に対する財政支援

##### (1) 飼育・繁殖技術確立等経費支援の継続

##### (2) トキ保護増殖にかかる教育・普及・啓発に対する支援

#### 2. トキ一般公開、トキによるまちづくり等に対する連携の強化

### (3) 循環型社会形成推進交付金の予算確保等について

本市は、現行の可燃ごみ処理施設「出雲エネルギーセンター」の主要機器の耐用年数到来にあわせ、新たな可燃ごみ処理施設（次期可燃ごみ処理施設）の整備を進めております。この次期可燃ごみ処理施設は、安全で安定した稼働、災害廃棄物を迅速に処理、有害物質の排出抑制、廃熱を利用した高効率発電を実現するものとし、令和4年度当初の本稼働を目指しています。

処理能力200トン／日を有し、建設費が約170億円となる施設の整備を計画通りに遂行するには、国の循環型社会形成推進交付金による支援が不可欠です。

県内の複数の自治体において廃棄物処理施設の整備が集中する中、循環型社会形成推進交付金の予算確保や自治体の負担が増すことのない交付金制度の持続は、島根県の循環型社会形成の推進にとって大変重要です。

つきましては、循環型社会形成推進交付金に関して、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 全国的に廃棄物処理施設の整備需要が増加する中、その財源となる循環型社会形成推進交付金の予算確保を国に強力に働きかけること。
2. 県は、本市が計画する次期可燃ごみ処理施設整備において、循環型社会形成交付金の交付にあたり、適切な情報提供・指導に努めること。

#### (4) 海岸部の観光資源化に向けた海岸漂着ごみ対策について

本市では、「日本遺産」に認定された“日が沈む聖地出雲”の取組や、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」、大山隠岐国立公園の「国立公園満喫プロジェクト」の3つのプロジェクトを進めており、海岸部の観光資源化が重要施策となっています。

しかしながら、日本海沿岸には、外国文字が表記された廃棄物や流木、海藻など多量のごみがくり返し漂流・漂着しています。県や市において漂着ごみの回収処分を実施するとともに、地域住民やボランティア団体の海岸清掃活動によりこれらを回収し、市において運搬・処分を行っている状況にありますが、次々に押し寄せるごみに大変苦慮しています。

つきましては、「海岸漂着物処理推進法」第17条に基づき、県が管理する海岸の漂着物については、海岸管理者として必要な予算措置を講じ、維持管理の一環として責任をもって対応していただきますよう、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 県は、自ら海岸漂着ごみ対策を実施する要件として、海水浴場、日本の夕陽百選選定地、ごみランク8以上の3要件のいずれかに該当する海岸としており、市内では稲佐浜やキララビーチ周辺に限られています。これに日本遺産選定地の要件も加え、蘭の長浜や日御碕灯台付近等も県事業として実施すること。
2. ボランティアが回収した海岸漂着ごみは、一般廃棄物にあたるため市に処理責任があるとして、県管理海岸であってもその運搬処分を市が行っており、その費用も国補助金(7/10~8/10)の不足分を市が負担しています。県は海岸管理者として必要な予算措置を講じ、市に負担転嫁をしないこと。

## (5) 浜山公園施設の整備・拡充について

県立浜山公園は、野球場、陸上競技場、体育館など多くのスポーツ施設を有しており、県民のスポーツ活動拠点として、また、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として、重要な役割を担っています。

野球場については、本市がかねて要望していましたバックスタンド部分の改築工事に昨秋から着手いただいております。厚くお礼申し上げます。引き続き外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を進めていただきますようお願いいたします。

一方、県内唯一の第1種公認である陸上競技場は、本来必要とされる夜間照明設備が依然整備されていないため、実業団など夜間に行う大会の開催が困難であるほか、時季や天候によっては、大会の運営に支障を来す状況にあります。

また、バックスタンド側に固定座席がないこともあり、多くの観客が集まる大規模な陸上競技大会やサッカー公式戦の誘致にも苦慮しています。

つきましては、平成29年3月に国が策定した「第2期スポーツ基本計画」において「みるスポーツ参画人口の拡大」が掲げられ、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進する方針が示されていることも踏まえ、多くの県民がスポーツをより楽しむことができ、また、各種のスポーツイベントをより積極的に開催、招致できるよう、下記のとおり陸上競技場の施設・設備の拡充を要望いたします。

### 記

1. 浜山公園陸上競技場について、照明設備を整備すること。また、バックスタンドに固定座席を設置すること。
2. 浜山公園野球場について、引き続き外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を進めること。

## **(6) 宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の施設改修工事に係る財政支援について**

本市のアイススケート施設である宍道湖公園 湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

公益財団法人 日本スケート連盟の選手強化拠点施設の指定も受けており、県内大会はもとより、中四国・九州ブロックの大会なども開催されています。

また、初心者や子どもを対象としたスケート教室等が開催され、練習用のサブリンクも備えており、子どもから大人まで幅広い年齢層がスケートに親しんでいます。

一方で、当該施設は平成4年の開設から27年が経過し、老朽化が進行し、また、地盤沈下の進行に伴い、冬季のスケートリンク設営も年々難しくなっている状況です。平成29年度には、島根県アイスホッケー連盟、島根県スケート連盟、出雲市スケート協会からそれぞれ施設改修の要望を受けたところですが、地盤改良や今後必要となる冷却設備の更新等の改修費用は6～7億円と見込まれます。早急な対応が必要ではありますが、毎年の維持管理費と合わせ、本市にとっては大きな財政負担となり、存続も危ぶまれるほどの状況となっております。

当該施設は、出雲市外からの利用者が約5割を占めている状況です。島根県内唯一の公式リンクであり、県大会はもとより中四国大会、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点施設として、その存続は、島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせないものであると考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### **1. 宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の施設改修工事に係る財政支援を行うこと。**

## (7) 2029年島根国体(国民スポーツ大会)開催に向けた取組について

2029年国民体育大会(国民スポーツ大会)の島根県開催が、内々定しました。

国民体育大会の開催は、県内の各種スポーツ競技の振興に資することはもとより、県民の団結を促し、地域に活気を生み出すことや、観光・地域経済の振興にもつながることが期待されるなど大変意義のあることであります。本市としても、2029年島根国体(国民スポーツ大会)開催を歓迎し、県や県体育協会と連携・協力して大会を成功させたいと考えています。

しかし一方で、前回(昭和57年(1982))の島根国体開催時と比べて、市町村数・自治体職員が減少していることや、スポーツ施設の老朽化が進んでいることなど、運営面・財政面での不安があるのも事実です。できるだけ早い段階でこれらの課題を整理し、市町村に過度な負担が生じることがないようにしっかりとした基本方針及び計画を立てた上で、2029年島根国体(国民スポーツ大会)の開催準備に着手することが必要と考えます。

つきましては、次のとおり要望いたします。

### 記

1. 県が主体となって、会場施設選定・整備方針、財政支援方針、選手強化方針、準備スケジュール、機運醸成計画等の策定を早急に進め、その際、各市町村の意見も十分に聞き、反映させること。

## (8) 新体育館建設に係る財政支援について

本市は、現在約50のスポーツ施設を有しています。スポーツ施設全体で年間80万人を超える利用者があり、市民の健康増進、スポーツ活動の場として活発に利用されています。

このような中、平成27年3月に策定した「出雲市公共施設のあり方指針」において、今後の施設運営について、効率的・効果的な施設運営をめざしており、建設から約50年が経過し、耐震性、安全性等に問題があるこの3体育館（出雲体育館、平田体育館、斐川第2体育館）については、廃止に向けた取組を行うこととしています。

一方で、市民が気軽にスポーツ、体力づくりができ、市大会等も開催できる市の拠点施設として、新たな体育館の整備に取り組むこととしております。

新体育館は、県立浜山体育館と連携、役割分担することにより、全国レベルの大会誘致など施設間の相乗効果が期待されます。

さらに、2029年内々定されている国民体育大会（国民スポーツ大会）の競技会場としても重要な役割を担う施設であると考えており、島根県全体のスポーツ振興にも寄与するものです。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### 1. 出雲市新体育館建設に係る財政支援を行うこと。

## 4. 交流拠点都市の創造



### (1) 山陰道の整備促進について

本市に関わる山陰道につきましては、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路、多伎・朝山道路の事業推進に鋭意取り組んでいただき、感謝申し上げます。とりわけ、平成31年3月17日には、多伎・朝山道路が供用開始となり、重ねて感謝申し上げます。

本市にとって山陰道は、災害時のライフラインの確保はもとより、産業や観光などの地域間競争力を高めるインフラとして、極めて重要なものであります。

引き続き、県内の山陰道早期全線開通を目指し、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の整備促進について、国に対して特段の働きかけを要望いたします。

#### 記

#### 1. 出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の一層の整備促進

## (2) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

宍道湖・中海都市圏域の魅力ある拠点間の連携を強化し、圏域全体の都市力を高めるため、宍道湖・中海都市圏域の道路ネットワークについては、山陰自動車道（出雲 I C 以東）の開通、国道 9 号松江道路の 4 車線化の完了、松江だんだん道路の開通、東林木バイパスひがしはやしぎの全線供用と、8 の字道路ネットワークが形成されつつあります。

この圏域は、日本海側有数の人口集積地であるとともに産業の集積地であり、これからの地方創生をリードする高い可能性を有しています。加えて、中国横断自動車道尾道・松江線みづかぜの全線開通、豪華寝台列車「瑞風」の運行、F D A 静岡線、仙台線の就航や、「日が沈む聖地出雲」の日本遺産認定、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」認定などにより、この圏域への観光入込客数は、益々増加するものと考えております。

このような中、宍道湖・中海の南岸については、順調に道路整備が進捗しているのに対し、北岸を東西に結ぶ「境港出雲道路」については、いまだにルート未決定区間が多く残されている状況にあります。

つきましては、「境港出雲道路」の未整備区間の整備方針、整備計画を早期に明確にさせていただきますとともに、全線整備に向けて更なるご尽力をいただきますよう要望いたします。

記

### 1. 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備

### **(3) 国道9号(旧出雲バイパス)の4車線整備について**

国道9号(旧出雲バイパス)は、暫定2車線での供用となっておりますが、地域における最も重要な幹線道路であるとともに、山陰道、出雲空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生している状況です。

今後も更に沿線の開発、南北の県道及び市道の整備が進むことにより、今まで以上に交通量の増加が予想されることから、国道9号(旧出雲バイパス)の全線4車線整備について、国に対して特段の働きかけを要望いたします。

#### 記

#### **1. 国道9号(旧出雲バイパス)の4車線整備の促進**

#### (4) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、山陰を代表する拠点空港であり、平成30年度の定期路線利用者は約101万人と過去最高を記録するなど、産業振興、観光振興、文化交流などの要となる極めて重要な社会基盤となっております。

また、昨年は大阪線の全便ジェット化や地方都市間を結ぶ新たな路線として静岡路線、仙台路線が就航するなど、空港利用の環境はより整ってきたところです。

さらに、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国でインバウンドの取組が行われている中、国際定期便の就航につながる、国際チャーター便の誘致を積極的に推進していくことも、大変重要であると考えております。

こうした状況の中、より利便性が高く、空港周辺部も含めたより安全度の高い出雲縁結び空港の実現に向けては、県の更なる積極的な取組が不可欠であります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 昨年就航した静岡、仙台路線の定着化を図るため、利用促進対策に取り組むこと。
2. 名古屋路線の運航継続及び便数維持のため、利用促進対策に継続して取り組むこと。
3. 東京路線の中型機増便及び料金低廉化などの利便性向上に向け、航空会社に働きかけること。
4. 国際定期便就航に向け、国際チャーター便の誘致や、出入国管理等の体制の充実、空港施設の整備に積極的に取り組むこと。
5. 空港利用者の更なる利便性向上のため、空港ビルの近くに立体駐車場の整備を検討すること。
6. 他空港のインシデントに伴う周辺住民の不安を払しょくするため、周辺住民の安全な生活の確保及び安全な運航に取り組むこと。
7. 空港運用時間の延長について、周辺住民の理解を前提としつつ、具体的な取り組みを進めること。

## (5) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

国の特定地域振興重要港湾である出雲河下港<sup>いずもかわしもこう</sup>につきましては、湾内の静穏度を確保し、年間を通して安定的な利用を可能とするため、沖防波堤の工事を進めていただき、感謝申し上げます。

今後も引き続き、安定した予算を確保していただき、沖防波堤が完成するよう要望いたします。

また、出雲河下港<sup>いずもかわしもこう</sup>の利用を促進するためには、山陰自動車道斐川 I C<sup>いんげん自動車道</sup>からのアクセス道路が極めて重要であり、一般県道十六島直江停車場線<sup>うつぶるいなおえていしやじょうせん</sup>、一般県道鱒淵寺線<sup>がくえんじせん</sup>等のアクセス道路において、大型車両通行のための整備促進と歩行者等の安全確保対策に取り組んでいただきますよう要望いたします。

一方、出雲河下港振興会<sup>いずもかわしもこうしんこうかい</sup>を中心にポートセールスに取り組み、出雲河下港の利用促進も図っています。県東部の海運拠点として、企業の利用を促していくことはもとより、艦艇広報や物資補給、隊員の休息による寄港といった海上自衛隊の利用の促進も図りたいと考えております。

つきましては、県におかれましても、本市との情報共有を図り、共に出雲河下港の利用促進に取り組んでいただきますよう要望いたします。

### 記

#### 1. 出雲河下港<sup>いずもかわしもこう</sup>沖防波堤の早期完成

#### 2. 出雲河下港<sup>いずもかわしもこう</sup>の利用促進のための山陰自動車道斐川 I Cからのアクセス道路の整備促進

#### 3. 出雲河下港<sup>いずもかわしもこう</sup>の利用促進に係る連携強化

## (6) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について

昭和48年に、大阪市から鳥取、松江両市を經由し、下関市に至る約550kmの「山陰新幹線」及び岡山市から松江市に至る約150kmの「中国横断新幹線」の基本計画が正式に閣議決定されたが、その後40年以上経過した現在もこの基本計画は進展していません。

こうした中、山陰新幹線については、本市を含む県内8市8町村が加盟する山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議において、山陰新幹線の早期実現に向けた決起大会などによる機運の醸成や国及び国会議員への要望活動などを行っています。

一方、中国横断新幹線については、一昨年、島根・鳥取・岡山の3県議会議員協議会で、JR伯備線へのフリーゲージトレイン導入を断念し、フル規格の新幹線導入に向けた活動に力を入れることとされたところでもあります。

新幹線の導入には、具体のルートの設定や地元負担、並行在来線の扱いなど多くの課題がありますが、地域経済の活性化や人口、産業の流出阻止など多大な効果が期待され、全国的に次期整備計画路線への格上げを見据えた動きが活発化しています。

県におかれては、この時機を逸することなく、さらなる県民の機運醸成や、隣県と連携した国への要望など、両路線の整備計画路線への格上げに向けた積極的な取組が望まれます。

つきましては、両新幹線の整備促進に向けて、下記の項目について国に要望することを求めます。

### 記

1. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」を整備計画路線に格上げし、第二期整備計画に位置付けること。
2. 新幹線整備に係る予算総枠の拡大を図ること。
3. 整備事業費の地元負担のあり方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。

## (7) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について

国道9号神戸橋かんとぼし以西につきましては、平成7年に都市計画道路神戸橋かんとぼし神西沖線じんざいおきせんの4車線整備が都市計画決定されていますが、これまで20年以上の間、事業実施されておられません。

出雲IC及び国道9号（旧出雲バイパス）の供用に伴い、当該区間の交通量は増加しておりますので、4車線化の早期の事業着手に向けて、国に対して、特段の働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、出雲・湖陵道路整備に伴い、関連する河川への影響について、地元から強い不安の声があがっています。

九景川くけがわ改修事業につきましては、引き続き事業推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、十間川じっけんがわの河川改修事業についても、引き続きご配慮いただきますよう要望いたします。

### 記

#### 1. 国道9号神戸橋かんとぼし以西の都市計画道路神戸橋かんとぼし神西沖線じんざいおきせんの4車線整備

#### 2. 出雲・湖陵道路の事業推進に関連する河川改修

- (1) 九景川くけがわ河川改修
- (2) 十間川じっけんがわ河川改修

#### 4. 交流拠点都市の創造

### (8) 国道9号の交通安全施設の整備について

国道9号の直江交差点改良につきましては、事業の推進に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

引き続き早期の完成に向けて、国に対して特段の働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、本市神西沖町地内の「神西小入口交差点」から湖陵町差海地内の「江南別れ交差点」までの国道9号は、主要国道であるにも関わらず、現状では片側歩道のみが大部分であります。

当該区間における歩道等交通安全施設の整備は、喫緊の課題であり、状況をご賢察いただき、早期整備に向けて、国に対し働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

#### 記

##### 1. 国道9号直江交差点改良の早期完成

##### 2. 国道9号「神西小入口交差点」以西の歩道等交通安全施設の整備

## (9) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められています。

このような中、**国道184号**につきましては、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立町<sup>おったち</sup>地内の未改良区間について、改良整備に早期着手いただきますよう要望いたします。

**国道431号**につきましては、東林木バイパスから一般県道<sup>うっぷるい</sup>十六島直江停車場<sup>なおえていしやじょうせん</sup>線までの未着手区間について、交通安全施設整備(歩道整備)事業に取り組んでいただきますよう切望します。

**主要地方道斐川一畑大社線**につきましては、地域住民の災害時の避難道路としても大変重要な道路である中で、車両通行不能な区間の解消に向けた取組を進めていただきますよう要望いたします。

**主要地方道出雲三刀屋線**<sup>いずもみとやせん</sup>の改良整備につきましては、他市町との連携のため重要な道路でありますので、特に着工中の区間について、早期完成に向け、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

**一般県道斐川上島線**<sup>ひかわかみしせん</sup>のバイパス区間につきましては、市南部地域から斐川ICへのアクセス道路であるとともに、斐川地域の工業団地への通勤経路でありますので、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

**一般県道大社立久恵線**<sup>たいしゃたちくえせん</sup>の乙立町<sup>おったち</sup>地内の改良整備につきましては、引き続き早期完成に向けて事業を推進していただきますようお願いいたします。また、現在整備計画がない区間につきましても、早期着手に向けてご尽力いただきますよう要望いたします。

**一般県道矢尾今市線**<sup>やびいまいせん</sup>につきましては、国道431号東林木バイパス<sup>ひがしはやしぎ</sup>を市中心部につなぐ重要な路線でありますので、南北の道路ネットワーク構築のため、より一層の事業推進を要望いたします。

さらに、**一般県道出雲平田線**の改良整備や**主要地方道大社日御碕線**の災害防除など、下記幹線道路の改良整備、防災対策及び交通安全施設等

#### 4. 交流拠点都市の創造

整備事業を実施いただき、原発事故や津波災害等も想定した安全・安心の道づくりを推進していただきますようお願いいたします。

#### 記

区分	路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況
国道	184号	乙立町	改良整備	未着手	継続
		佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続
		佐田町八幡原	改良整備・歩道整備	未着手	継続
		佐田町東村	改良整備	未着手	継続
		佐田町高津屋	改良整備	未着手	継続
	431号	美談町～国富町	歩道整備	事業中	継続
		美談町、国富町	歩道整備	未着手	継続
		多久町～園町	歩道整備	未着手	新規
	主要 地方道	斐川一畑大社線	小境町～地合町～坂浦町	改良整備	事業中
美保町～塩津町			災害防除	事業中	継続
塩津町～小津町			改良整備	未着手	継続
河下町～猪目町			災害防除	事業中	継続
猪目町			改良整備	事業中	継続
大社町鷺浦			改良整備	事業中	継続
出雲三刀屋線		上塩冶町	改良整備	事業中	継続
		上塩冶町～船津町	改良整備	未着手	継続
		上島町	改良整備	事業中	継続
大社日御碕線		大社町日御碕	災害防除	事業中	継続
		帆掛橋	橋梁修繕	事業中	新規
湖陵掛合線		湖陵町二部～三部	歩道整備	事業中	継続
		佐田町八幡原	歩道整備	未着手	新規
		佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続
出雲奥出雲線		稗原町～野尻町	改良整備	事業中	継続

## 4. 交流拠点都市の創造

区分	路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況
一般 県道	出雲平田線	武志町	改良整備	事業中	継続
		西代町～平田町	歩道整備	事業中	継続
	斐川出雲大社線	出雲平田線との取付け	改良整備	事業中	継続
	大社立久恵線	松寄下町	歩道整備	未着手	継続
		芦渡町～乙立町	改良整備	未着手	継続
		乙立町	改良整備	事業中	継続
	斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良整備	事業中	継続
		斐川町直江	歩道整備	未着手	継続
	三刀屋佐田線	佐田町朝原～須佐	改良整備	事業中	継続
		佐田町反辺～大呂	改良整備	未着手	継続
	木次直江停車場線	斐川町出西	改良整備	事業中	継続
	小伊津港線	小伊津町	改良整備	事業中	継続
	鱒淵寺線	河下町	改良整備	事業中	継続
		奥宇賀町～口宇賀町	歩道整備	未着手	継続
	十六島直江停車場線	十六島町	改良整備	事業中	継続
		西代橋	橋梁耐震	事業中	新規
	遙堪今市線	小山町～姫原町	歩道整備	未着手	継続
	矢尾今市線	矢尾町～高岡町	改良整備	事業中	継続
	外園高松線	下横町～高松町	改良整備	事業中	継続
	佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良整備	未着手	継続
窪田山口線	佐田町佐津目	改良整備	事業中	継続	
宮内掛合線	佐田町原田	改良整備	事業中	継続	
佐田八神線	佐田町反辺	改良整備	事業中	継続	



## **5. 健康・福祉都市の創造**



## (1) 「島根子育てトータル支援プラン」の推進について

丸山新知事は、「子育て世代が直面する課題を解決しなければ危機的人口減少から島根県を守る事はできない」との考えのもと、『島根子育てトータル支援プラン』として、結婚支援、妊婦ケア・産後ケアの充実、若い子育て世帯の負担軽減策の拡充、保育所・学童保育の待機・潜在的待機解消、保育人材を確保するため、保育士・幼稚園教諭に対する労働環境改善・処遇見直しを掲げられ、県予算による支援で後押しするとされています。

そこで、県内各市町村の子ども・子育て支援あるいは少子化対策として、事業制度の充実を一層進めていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 乳幼児等の健全な育成のため、乳幼児等医療費助成県制度の拡充を図るとともに、医療保険制度を含む全国的な制度での対応となるよう引き続き国に働きかけること。また、県内自治体間の子ども医療費の負担格差を是正する場合は、十分な財政措置を行うこと。
2. 公費負担医療費助成（乳幼児等医療費、福祉医療費）にかかる県補助制度について、審査委託先に社会保険診療報酬支払基金を追加すること。
3. 多くの市町村が独自に取り組んでいる一般不妊治療及び不育症治療費助成事業を県の制度として確立するとともに、産後うつ予防を図るため、産後健診の実施に向けた支援を行うこと。
4. 第3子以降保育料軽減事業並びに第1子・第2子に係る保育料軽減事業について、年齢制限や所得制限をなくし、更なる制度の拡充を図ること。
5. 保育所における事務量の増大に対応するため、常勤の事務職員雇上げができるよう、公定価格の事務職員雇上費加算の拡充を国へ要望するとともに、県において補完的な制度を創設すること。

## (2) 福祉・介護職場の人材確保について

県内における昨年度の有効求人倍率（介護職）は、3.11倍と全産業との比較においても高水準にあり、事業者の懸命な求人活動がなされているものの、福祉・介護職場の人材確保は極めて厳しい現状にあります。

このため、利用者の受入れを控えざるを得ない事業所や事業の休止・廃止を検討する事業所も出てきており、安定したサービスの提供において、人材確保は喫緊の課題であります。

このような中、県におかれては、人材確保関連事業として、「保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業」の拡充や国において新設された「外国人介護人材受入環境整備事業」の実施など福祉・介護職場の人材確保対策の取組を積極的に進めていただいています。

本市でも、平成28年度に立ち上げた「介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議」を中心に県事業を活用しながら介護人材確保・定着に向けた取組を進めているところであり、本年度は、外国人を含む人材確保対策の検討を始めているところであります。

しかし、一方で、市内の介護福祉士養成校の入学者数は年々減少し、本年度の入学者数は過去最低の水準となっており、介護事業所で必要とする有資格者を確保できない状況は、今後ますます顕著になると予想されます。

さらには、介護人材確保において外国人人材に頼らざるを得ない事業所も出てきている現状にあります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

### 記

1. 「保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業」において、保険者の多様な取組に活用できるよう地域の実情に応じた柔軟な制度とすること。
2. 介護福祉士養成校への入学志願者の増加対策を実施すること。
3. 外国人留学生に対する「介護福祉士等就学資金貸付事業」の要件緩和及び「介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業」を実施すること。

### (3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域や家庭において、必要に応じて医療や介護サービスを受け、また、地域での介護予防や生活支援といったサービスを利用しながら、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

その核となる取組のひとつである在宅医療・介護連携推進事業については、医療資源の乏しい地域や中山間地域における在宅医療の供給の確保など、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築等が取り組むべき重要な課題であり、県が所掌する在宅医療を含めた医療政策と密に連携する必要があると考えています。

つきましては、下記のとおり要望します。

#### 記

1. **医療・介護関係者との連携・調整や、在宅医療・介護の連携推進に関する指導・助言、情報提供及び人的支援など、今後も引き続き積極的に行うこと。**

#### (4) がん検診等の更なる充実について

県におかれましては、平成29年度に今後6年間のがん対策の指針である、「第3期島根県がん対策推進計画」を策定され、計画中の目標の一つに「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」を掲げられました。

本市でも平成30年度から今後10年間の、第2次出雲市健康増進計画に基づき「がん検診の受診率の向上と体制整備の推進」「精密検査受診率の向上」を目標としていますが、がん検診の受診率は目標に達していない状況です。

つきましては、がん検診等の更なる充実を図るため、下記について要望します。

#### 記

1. **がん検診の効果的な実施に向け、県独自のマニュアルを作成すること。**
  - (1) **国がマニュアルを策定しているが、地域の実態にあったがん検診の実施に向け、県独自のマニュアルを作成すること。**
  - (2) **胃がん検診について、内視鏡検査が実施できるように、医師会等と調整を行うこと。**
  
2. **がん検診の対象者について、県が統一した基準を示し、データ処理や分析ができるように支援すること。**
  
3. **働き盛りのがん検診について、職域と連携した受診勧奨を積極的に行うこと。**

## (5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について

近年の核家族化や共働き世帯の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用ニーズは急激に増加しています。本市においては、施設規模の問題等から、多くのクラブで入会を断らざるを得ない状況が生じています。今後も入会ニーズは更に増加するものと見込まれ、受入枠の拡大が急務となっており、今後、市設置クラブの拡充整備、民間の児童クラブ事業への参入促進を早急に進めていく必要があります。

放課後児童クラブの施設整備につきましては、国・県の「子ども・子育て支援整備交付金」を活用しており、国においては補助率の嵩上げ措置や、県においては市町村の負担割合を軽減するために県費による追加補助等が講じられ、施設整備促進の対策が図られているところです。

しかしながら、ほとんどの施設整備工事において、事業費が現行の補助基準額を大きく上回っている実態があります。そのため、事業主体となる市町村や民間事業者の負担額が大きくなり、増加する利用ニーズに対応できるほどの施設整備を行うことが困難です。また、民間事業者についても積極的な事業参入が見込めない現状があります。

こうした状況を踏まえ、施設整備を円滑に行えるよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 子ども・子育て支援整備交付金における補助基準額について、実態に応じた額にされるよう国への働きかけを行うこと。
2. 国の補助基準額を超える事業費についても、追加補助を行うなど、さらなる県の補助制度の拡充を図ること。

## (6) 幼児教育の無償化に伴う地方への財政措置等について

幼児教育の無償化につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業等及び認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの子どもと市町村民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象として、利用料を無償とすることとされました。

また、無償化の実施にともなう地方負担については、認可外保育施設等に対する国の負担割合を当初案の1/3から1/2へ引き上げたうえで、令和元年度の負担増額分に関しては国が臨時交付金により全額負担し、令和2年度以降の地方交付税措置についても、地方財政計画及び個別団体の算定において必要な財源確保を行うこととされたところです。

現在、本市においても、国・県の通知等をふまえ、円滑な実施に向けて準備を進めておりますが、制度開始後に、運用や地方財政負担等において、想定されていなかった支障や疑義が生じることも考えられます。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 幼児教育の無償化については、継続的・安定的な制度とすべく、国の責任において必要な財政措置を行うとともに、制度の見直しが必要な場合は地方の意見を反映するよう国に働き掛けを行うこと。
2. 幼児教育の無償化に伴い市町村の財政負担が増大する場合は県としても適切な財政措置を行うこと。

## **6. 人材育成都市の創造**



## (1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市では、不登校の未然防止・初期対応のため、小学校に11名の「子どもと親の相談員（県事業）」を配置し、さらに、中学校からの強い要望により、8名の「不登校相談員」を、市の単独事業により、中学校へも拡大配置しています。また、3つの教育支援センターの運営や心理相談員によるカウンセリングを行い、不登校児童生徒や保護者の支援に取り組んでいます。

しかし、本市の不登校児童生徒数はここ数年、大幅に増加し、平成30年度には、前年比76名増の300名となり、その割合は2.08%に達しています。また、不登校の低年齢化や長期化が進んでおり、不登校対策の一層の充実が求められている状況にあります。

さらに、不登校児童生徒は多様な困難を抱えているため、その課題解決に向けて、学校・家庭と関係機関の連携が必要となっています。

つきましては、不登校対策の充実について、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 小学校の「子どもと親の相談員」を増員するとともに、中学校にも同様の相談員を拡大配置し、不登校の未然防止・初期対応への一層の拡充を図ること。
2. スクールカウンセラーの配置時間を拡充し、学校教育の相談体制の一層の強化を図ること。また、教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置し、それぞれの児童生徒の課題の解決に向けた支援を図ること。
3. スクールソーシャルワーカーを中学校区毎に配置し、問題を抱える児童生徒の支援の充実を図ること。

## (2) 特別支援教育の施策の充実について

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増加している中、出雲市では特別支援教育補助者や特別支援介助者を小学校に113名、中学校に39名を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはいえない状況です。

また、在籍児童生徒数の多い特別支援学級の担任教諭は、個に応じた適切な指導や支援を行うための負担が特に大きくなっています。

さらに、通級の担当教員は未配置校の巡回指導も担っていることもあり、1人配置校では指導時間の確保に苦慮しています。

このような状況の中、今後、インクルーシブ教育の普及や学校教育法施行令の一部改正に伴う就学先を決定する仕組みの改正により、重度の障がいがある、あるいは、医療的ケアを必要とする児童生徒が、居住地での教育の機会の確保を望むことや、それに対応するための負担が増していくことが予想されます。

つきましては、非常勤講師等の配置による指導体制の強化及び社会情勢の変化に対応するための支援を図っていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. にこにこサポートティーチャー配置事業（小学校の通常の学級）について、非常勤講師の増員を図ること。
2. にこにこサポートティーチャー配置事業（特別支援学級）について、さらなる配置基準の緩和を行い、非常勤講師の増員を図ること。
3. 通級指導教室担当教員の複数配置と更なる増員を図ること。
4. 重度の障がいがある、あるいは、医療的ケアを必要とする児童生徒の居住地での教育の機会を保障するため、学校看護師を配置し、学校における医療的ケアが可能となる環境を整えること。

### (3) 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学3年生以上全ての児童生徒を対象にした理科学習を行っており、年間延べ約20,000人もの児童生徒が授業を受けています。先進的な取組で、全国的にも高い評価を得ていますが、出雲科学館での小中学校理科学習を継続し、効果的な理科学習とするためには、教員の4名配置が不可欠です。

また、出雲科学館での理科学習は、児童生徒の学習のみならず、引率した教員の教材研究や授業研究にもつながり、各学校の教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに、出雲科学館は、教員の指導力及び資質向上を目的とした様々な研修会を独自に開催するなど、教員研修の場としての役割も果たしてきています。

つきましては、県の理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 教諭3名（加配教員）と長期社会体験研修員1名の派遣を引き続き行うこと。

#### (4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本市では、本年6月1日現在、市内小学校10校、中学校6校に日本語指導が必要な児童生徒が171名在籍しています。

本年度は、県配置の児童生徒支援加配教員15名に加え、市として日本語指導教員を20名、日本語が十分でない児童生徒や保護者への対応のために、母語ができる補助員を2名、通訳・翻訳支援員は2名から3名に増員し、配置しています。

また、4月からは転入間もない児童生徒が、約1か月間、初期の日本語や学校生活のルールなどを集中的に学習する「初期集中指導教室」を出雲科学館内に開設し、学校編入時のギャップの軽減や、学校の初期対応負担の軽減を図る取組をスタートしました。

このように、本市では可能な限り義務教育段階の対応を強化してきていますが、担当教員や担任は、児童生徒への支援、家庭との連携などに多くの時間を要し、個々の状況に応じたきめ細かな指導が十分にできていないとは、未だ言い難い状況にあります。加えて、対象児童生徒の多い学級は、経営の難しさが表面化しています。

また、進路選択を迫られる中学校においては、教科指導、進路指導が重要な課題ですが、中学校卒業後の進路選択が、本人の希望に対して限られている現状があります。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 児童生徒支援加配教員を増員配置するとともに、本市が配置している非常勤の日本語指導教員を、県が配置すること。
2. 母語ができる補助者等の配置や教職員研修の充実のため、国県補助事業の継続及び拡充を図ること。
3. 公立高等学校入学者選抜における帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を市内の公立高等学校に設けるとともに、対象生徒の入学後の支援体制を整備すること。

## (5) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について

全国的にニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、子ども・若者に係る問題が複雑多様化、深刻化する中、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

本市では、同法に基づいて、「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置するとともに、「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、県の財政支援を受けながら県とも協調し、困難を抱える子ども・若者の相談、支援に取り組んできたところです。

しかし、相談の内容も複雑で多岐にわたってきており、困難を抱える子ども・若者の相談及び各種支援活動のさらなる充実が必要となってきました。

このことから、引き続き財政上の支援も含め、国・県と連携し、子ども・若者支援を進めていくことが必要不可欠だと考えます。

つきましては、子ども・若者の相談・支援事業を充実させ、かつ円滑に行っていくため、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 出雲市子ども・若者支援センターの運営に係る財政支援の継続及び拡充を図ること。
2. 困難を抱える子ども・若者に対する各種支援事業の充実を図るための国県の支援体制を拡充すること。

## (6) 「スクールロイヤー」制度について

学校では、日頃から、いじめ、不登校、事故等、様々な問題が発生しています。また、その問題はますます深刻化・複雑化しているのが現状であり、学校や教育委員会はその解決のために多大な時間、労力を要しています。

このような状況の中、法的解決やトラブルの未然防止を図る「スクールロイヤー」を配置する自治体が増加しており、文部科学省においても、昨年度から調査研究を始め、本年度についても引き続き、活用に関する調査を実施することとされています。

出雲市においても、近年、いじめへの対応や学校でのトラブルについて、弁護士への相談や見解を求めるケースが増えてきています。学校現場で生じている問題に迅速・適切に対処するためには、教員の負担軽減の観点からも、問題が深刻化する前に、弁護士が日頃から学校や教育委員会の相談相手として早期に関わり、子どもの最善の利益を考慮しながら助言する体制が制度化されることが必要です。また、いじめについて法律に基づいた学校の適切な対応の仕方や子ども・保護者へのいじめ防止に向けた研修会の開催等を充実させていく必要性がさらに増していくことが予想されます。

つきましては、「スクールロイヤー」制度について下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 市町村単位で「スクールロイヤー」制度を導入するには、財政的な負担が大きいいため、県において早急に制度の創設を行うこと。
2. 市町村が「スクールロイヤー」制度を実施する場合は、市町村への財政的な支援を行うこと。

**(7) 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒等の進路先の保障について**

平成17年4月「発達障害者支援法」が施行され、また、障害者基本法の一部を改正する法律において発達障がい「障害」として明記されたことにより、社会的な認識が深まり、国、地方自治体のより一層の対応が求められています。

出雲市内では、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍児童・生徒数が増加しており、5年前と比較して小学校は65名増加して120名、中学校は24名増加して72名となっています。また、現在小学校で自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している児童が中学校へ進学することにより、今後中学校における在籍生徒数の急増が予想されます。さらに、通常学級に在籍し、障がいに応じた特別の指導（通級による指導）を受ける児童生徒数については、近年300名を超えており、特に中学生が増加しています。

このような状況の中、島根県内には中学校卒業後の学びの場となる高等学校や特別支援学校に「自閉症・情緒障がい」を明確に対象とした学校及び学級が無く、また、出雲市内の県立高等学校には通級指導教室が無い場合、本来学びたい子どもたちが、適切な指導を受けられていないのが実情です。このため、進路保障を進める中学校においても進路について苦慮している状況であり、早急に進路先の保障が必要となっています。

つきましては、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒及び通級による指導を受けている生徒の進路先の保障を図っていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

**記**

- 1. 出雲市内の特別支援学校高等部の対象障がい種に自閉症・情緒障がいを加えるとともに、出雲市内の県立高等学校に通級指導教室の設置を図ること。**

## **(8) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について**

ブラジル人を中心に外国人住民が増加・定着傾向にあるなか、出雲市は外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、地域のまちづくりや産業の担い手として期待しており、外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう「出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加するブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者の増員、ブラジル国際交流員の任用等を行っており、さらに多くの言語に対応するため多言語コールセンターサービスも導入しています。

島根県においても、ブラジル国際交流員の配置、県立中央病院での外国人対応の強化等に取り組んでいただいているところですが、警察署、児童相談所など、住民生活に密着した場面で外国語対応が不十分な状況にあります。

つきましては、島根県内の多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 今年度策定される「島根創生計画」には、多文化共生を推進する取組について、防災安全・健康福祉・教育等の分野も含め、全庁的な視野で具体的に盛り込むこと。
2. 島根県の外国人住民の半数以上が居住する出雲市にも、多言語相談センターを設置すること。
3. 外国にルーツのある子どもたちも将来の夢を描き安心して永く島根に住み続け、島根のまちづくりの担い手となるよう、中学校卒業後の多様な進路選択の仕組みや受入先(高等学校、東部高等技術校等)を確保すること。
4. 日本語を理解することが難しい外国人住民も安心して暮らせるよう、県所管の機関・施設(警察署、児童相談所、保健所、県民センター等)において適切な多言語対応や「やさしい日本語」の普及を図ること。

**本市が期成同盟会などの構成員  
として要望している事項**



以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれ  
お願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮  
をいただきますようお願い申し上げます。

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備 促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」及び国道431 号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備 促進期成同盟会





